

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）5 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の項を次のように改める。

宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る事業者の選定に関する事務	3 人	知識経験者 3 人
--------------------------	-----------------------------------	-----	-----------

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)
 (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	<u>宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会</u>	<u>宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画の策定についての調査、審議に関する事務</u>	13人	知識経験者 4人 市内の公共的団体等の代表者 5人 公募による市民 4人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	<u>宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会</u>	<u>宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る事業者の選定に関する事務</u>	3人	知識経験者 3人